

小牧市指定給水装置工事事業者の指定取消処分等に関する要
綱

〔令和2年11月30日〕
〔2小経第1316号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市水道事業給水条例（昭和44年小牧市条例第47号）及び小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年小牧市水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び指定の停止（以下「指定の取消し等」という。）について必要な事項を定めるものとする。
(違反行為の調査、報告等)

第2条 小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年小牧市条例第18号）第4条第2項に規定する水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、小牧市水道事業給水条例第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が規程第8条各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求めるものとする。
(文書等による注意又は警告)

第3条 管理者は、違反行為の内容及びてん末書の内容を検討し、指定の取消し等をすべきものに至らないと認めるときは、当該指定工事事業者に対し、文書等により注意又は警告を行うことができる。
(処分の決定)

第4条 管理者は、違反行為の内容及びてん末書の内容を検討し、指定の取消し等をしようとするときは、あらかじめ、小牧市水道事業指定給水装置工事事業者審査会設置要綱（平成16年6月17日16小水料第60号）に規定する審査会に違反の事実について審査をさせ、その結果の報告を受けた上で、指定の取消し等の決定を行うものとする。

2 規程第9条に規定するしん酌すべき特段の事情は、次に掲げる場合とする。

- (1) 違反行為が故意でなく、悪質でなく、かつ、その損害が軽微と認められる場合
- (2) その他管理者が特に認めた場合

3 指定の取消し等の処分は、別表事由の欄に掲げる事由に応じ、同表処分内容の欄に定める処分とする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第5条 管理者は、指定の取消し等をしようとするときは、小牧市行政手続条例（平成9年小牧市条例第15号）第13条第1項第1号に規定する聴聞又は同項第2号に規定する弁明の機会の付与を行うものとする。

(処分の通知)

第6条 管理者は、指定の取消し等を決定したときは、当該指定工事業者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定の取消し等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同日以後にされた違反行為について適用する。

別表（第4条関係）

	事由	処分内容
1	不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し
2	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
3	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し
4	精神の機能の障害により指定工事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。	指定の取消し
5	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定の取消し
6	水道法（昭和32年法律第177号）の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年	指定の取消し

	を経過しない者であることが判明したとき。	
7	指定工事業者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
8	無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し 又は指定の停止6月以下
9	道路占用許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき。	指定の停止6月以下
10	設計審査の承認を受けずに給水装置工事を施行したとき。	指定の停止6月以下
11	施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の停止6月以下
12	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
13	廃止、休止若しくは再開の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
14	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し
15	給水装置工事主任技術者が2以上の事業者を選任され、その職務に支障があるとき。	指定の停止3月以下
16	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させないとき、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止1月以下
17	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定の停止6月以下
18	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6	指定の停止6

	条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	月以下
19	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の停止3月以下
20	指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の停止3月以下
21	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の停止3月以下
22	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の停止3月以下
23	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の停止6月以下